

宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び宍粟市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第32号

宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び宍粟市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成17年宍粟市規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
(特別休暇) 第15条 条例第15条に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 [(1)～(19) 略] (20) <u>小学校</u> 就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する <u>小学校</u> 就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 [(21) 略] [2～5 略]	(特別休暇) 第15条 条例第15条に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 [(1)～(19) 略] (20) <u>中学校</u> 就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する <u>中学校</u> 就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 [(21) 略] [2～5 略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。	

(宍粟市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 宍粟市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年宍粟市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前		改 正 後	
別表第3（第15条関係）		別表第3（第15条関係）	
事由	期間	事由	期間
[略]		[略]	
(12) <u>小学校</u> 就学の始期に達するまでの子（勤務時間条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（特定職員に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年度において1週間の所定労働日数に応じ別表第6の日数欄に掲げる日数（その養育する <u>小学校</u> 就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、同表に掲げる日数に2を乗じて得た日数）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間	(12) <u>中学校</u> 就学の始期に達するまでの子（勤務時間条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（特定職員に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年度において1週間の所定労働日数に応じ別表第6の日数欄に掲げる日数（その養育する <u>中学校</u> 就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、同表に掲げる日数に2を乗じて得た日数）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
[略]		[略]	
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。